

# 令和3年度事業計画

一般財団法人福井県社会保険協会は、健康保険、厚生年金保険の被保険者とそのご家族の健康と福利の増進を図るとともに、社会保険制度の円滑な運営に寄与するため、日本年金機構福井県内年金事務所（以下「年金事務所」という。）、全国健康保険協会福井支部（以下「協会けんぽ」という。）及び福井労働局等と連携を密にし、次の事業を実施する。

## I 令和3年度事業方針

### 1. 広報活動事業

令和2年度、6年ぶりに全面を見直し新たに構築したホームページを効果的に活用するとともに、年6回発行する広報紙については、さらなる魅力のあるデザインを取り入れ、何より会員事業所の皆さまにより分かり易い、親しみやすい紙面製作に努め、制度普及啓発事業、健康づくり啓発事業、福利厚生事業に関する情報を広く提供していく。

### 2. 制度普及啓発事業

社会保険事務説明会や社会保険事務講習会、ねんきんシニアライフセミナーの実施については、令和3年度も実施していく。

なお、令和2年度に発生した新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により集合形式による開催を延期、縮小または中止したことを踏まえて、令和4年度以降の講習会等開催の在り方や開催方法について、日本年金機構、全国健康保険協会及び福井労働局を始め、社会保険制度に精通している団体・企業への協力連携依頼も視野に検討を進めていく。

### 3. 健康づくり啓発事業

健康づくり講習会の開催、健康づくりDVDの貸出しなど広報活動事業を通じて積極的に推進するとともに、健康づくり講習会を行う講師の契約拡大にも努め、利用者から求められる事業に対応できるような体制の充実に努めていく。

### 4. 福利厚生事業

施設利用補助券を活用した事業については定着してきており、引き続き利用状況等見極めながら継続的な実施となるよう努める。

## 5. 管理費

令和3年度も引き続き適正な予算執行に努め、令和2年度以上の縮減ができるよう契約方法や事業の効率化等に努めていく。

会員事業所数・会費収入の減少を抑制する取り組みとして、引き続き年6回の新規加入勧奨、再度加入勧奨及び最終加入勧奨を年1回確実に実施するとともに、令和3年度会費未納事業所に対する年2回の納付催告を実施し、丁寧に社会保険協会事業の理解を求めていく。

## II 事業別計画

事業項目	実施内容
1. 広報活動事業  ① ホームページの活用  ② 広報紙の発行  ③ 社会保険冊子の配布	<p>広報紙・ホームページを通じて、社会保険制度の周知啓発を始め、協会事業を広く周知し利用促進に努める。</p> <p>協会事業の周知広報及び社会保険制度の周知啓発等の情報提供を定期的かつ確実にを行うとともに、新着情報欄を有効的に活用する。</p> <p>広報紙「社会保険ふくい」を偶数月に発行し、協会事業の周知広報及び社会保険制度の周知啓発に取り組む。</p> <p>制度の改正点、事務手続等についての冊子「社会保険の事務手続」を会員事業所に配布する。</p>
2. 制度普及啓発事業  ① 社会保険事務説明会(算定基礎届)の開催  ② 社会保険事務講習会の開催	<p>社会保険事務説明会、社会保険事務講習会及びねんきんシニアライフセミナーを通じて、社会保険関係制度を、広く正確に理解してもらえるように努める。</p> <p>事業主、事務担当者を対象に健康保険・公的年金・雇用・労災保険関係の説明会を開催し、制度の周知啓発に取り組む。 6月(会場:福井、大野、坂井、武生、敦賀、小浜)</p> <p>事務担当者及び新規適用事業主等を対象に、社会保険や雇用保険関係の諸手続事務等についての講習会を開催し、事務処理の適正化に取り組む。 9~10月(会場:福井2、大野、坂井、武生、敦賀、小浜)</p>

<p>③ ねんきんシニアライフセミナーの開催</p>	<p>定年退職を間近に控えた被保険者とその配偶者および事務担当者を対象に、定年再雇用制度の詳細と、働きながら受ける年金に絞った講習会を開催し制度の周知啓発に取り組む。 2月（会場：福井、武生、敦賀）</p>
<p>④出張年金相談所の開設</p>	<p>年金事務所が実施している定例出張相談所開設を周知広報する。 毎月開催（会場：大野、勝山、小浜）</p>
<p>3. 健康づくり啓発事業</p>	<p>会員事業主や被保険者等の健康意識の高揚を図るため、健康づくり講習会を実施する。</p>
<p>① 健康づくり講習会の実施</p>	<p>職場における講習会に医師、薬剤師、栄養専門家、保健体育専門家等を無料で派遣し、被保険者等に対して健康づくりの普及奨励に取り組む。</p>
<p>② 健康づくり DVD の貸し出し</p>	<p>職場における研修等での教材として、健康づくりに関するDVDを無料貸し出しする。</p>
<p>4. 福利厚生事業</p>	<p>スポーツ施設・健康増進施設等を通じて福利厚生の充実に図るため、各施設と契約して施設利用料金の一部を助成し、福利厚生の向上に取り組む。</p>
<p>① 社会保険「海の家」</p>	<p>期間：7月中旬～8月下旬 配付数 8,000枚 場所：三国サンセットビーチ、鷹巣海水浴場、敦賀松原海水浴場</p>
<p>② 社会保険「けんこうの湯（夏季）」利用補助</p>	<p>期間：7月中旬～8月末 配付数 10,000枚 場所：ふくい健康の森「健康の森温泉」 三国温泉「ゆあぼーと」、国民宿舎鷹巣荘 越前温泉露天風呂「漁火」・「日本海」 河野シーサイド温泉「ゆうばえ」 御食国若狭おばま「濱の湯」 ニューサンピア敦賀「つめがの湯」</p>
<p>③ 社会保険「けんこうの湯（冬季）」利用補助</p>	<p>期間：12月中旬～2月末 配付数 10,000枚 場所：ふくい健康の森「けんこうの森温泉」 法恩寺温泉「ささゆり」、溪流温泉「冠荘」 今庄365温泉「やすらぎ」</p>

	<p>ニューサンピア敦賀「つめがの湯」 御食国若狭おばま「濱の湯」</p>
④ 社会保険「アイススケート」利用補助	<p>期間：12月中旬～2月末 配付数6,000枚 場所：ニューサンピア敦賀</p>
⑤ 社会保険「スキーリフト」利用補助	<p>期間：12月中旬～2月末 配付数6,000枚 場所：スキージャム勝山、福井和泉スキー場、 九頭竜スキー場、新保ファミリースキー場、 今庄365スキー場</p>
⑥ 温泉宿泊助成券利用補助 ※中部地区社会保険協会協賛事業	<p>期間：通年（下呂温泉は12月末）配付数4,000枚 場所：下呂温泉、ぎふ長良川温泉の旅館協同組合加盟店</p>
⑦ 越前松島水族館入館補助	<p>期間：通年 配付数6,500枚 場所：越前松島水族館（坂井市三国町）</p>
⑧ 海遊館入館補助	<p>期間：通年（利用除外日あり）配付数5,500枚 場所：海遊館（大阪市港区）</p>
⑨ 特別幹旋	<p>期間：通年 場所：新歌舞伎座（大阪市天王寺区）</p>
⑩ 東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用補助	<p>期間：7月1日～翌年2月末 配付数500枚 場所：東京ディズニーランド、東京ディズニーシー ディズニーホテル</p>
⑪ 施設優待事業（施設利用 会員証の発行） ※全国社会保険協会連合会連携事業	<p>期間：通年（有効期限：令和5年3月末） 場所：下記各優待施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高輪・品川プリンスホテルグループ（4施設）</li> <li>・プリンスホテル優待プラン 全国のプリンスホテル（45施設） スキー場（10施設）、ゴルフ場（26施設）</li> <li>・ホテル法華クラブグループ（19施設）</li> <li>・HMIホテルグループ（42施設）</li> <li>・湯快リゾート(株)（29施設）</li> <li>・ダイワロイヤルホテル（27施設）</li> <li>・かんぽの宿（35施設） ・船員保険会（4施設）</li> <li>・城崎温泉（22施設）</li> </ul>

<p>5. 諸会議</p> <p>① 理事会</p> <p>② 評議員会</p> <p>③ 監事会</p> <p>④ 事業打合せ会</p> <p>⑤ 地区別社会保険協会会議</p> <p>⑥ 近畿地区社会保険協会専務・常務理事会議</p> <p>⑦ 中部地区社会保険協会事務打合せ会</p> <p>⑧ 社会保険協会職員研修</p> <p>⑨ 社会保険協会理事セミナー</p> <p>⑩ 広報紙企画会議・編集会議</p>	<p>令和3年 6月 事業報告、収支決算</p> <p>令和3年10月 事業報告、その他</p> <p>令和4年 3月 事業計画、収支予算</p> <p>令和3年 6月 事業報告、収支決算</p> <p>令和4年 3月 事業計画、収支予算</p> <p>令和3年 4月 事業・会計監査</p> <p>令和3年 4月 事務説明会（算定基礎届）</p> <p>令和4年 2月 事業計画</p> <p>協会が行う社会保険関係事業について日本年金機構及び全国健康保険協会との打合せ会を実施する。</p> <p>令和3年 7月 開催（開催地未定）</p> <p>令和3年 7月 京都市で開催</p> <p>令和3年10月 金沢市で開催</p> <p>令和3年11月 東京都で開催</p> <p>令和4年 2月 東京都で開催</p> <p>日本年金機構福井年金事務所、全国健康保険協会福井支部及び企画・編集業者との会議を実施する。</p>
<p>6. 会員加入の拡大・協会費未納解消への取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【新規加入勧奨】新規適用事業所に対し年6回実施する。</li> <li>・【再度加入勧奨】令和2度に社会保険適用事業所となり加入勧奨を行った結果、未加入の事業所に対し実施する。</li> <li>・【最終加入勧奨】平成23年度の新規加入勧奨（平成22年7月～23年6月適用事業所）及び平成31年度適用事業所の協会未加入事業所に対し実施する。</li> <li>・協会費納入期限後、未納状態にある納付案内済会員事業所に対し年2回お知らせを送付し未納解消に努める。</li> </ul>